

## 卒業認定に関する取扱いについて

この規則は、学則第5章第25条に基づき、履修に関して必要な事項を定める。

(趣意)

看護師として必要な知識について試験を行い、学習の最終評価をする。

### 1 試験科目

保助看施行規則第22条に掲げる科目とする。

但し、科目単元ごとに行う場合もある。

### 2 試験の評価

原則として1科目又は1単元を100点満点とし、総合計得点の平均点が65点を以って、卒業試験の及第点とする。

### 3 卒業認定の評価

#### 1) 学則 第25条

学校長は、教育課程(第8条)に定める全課程について、学業成績及び出席状況等を評定のうえ、運営会議を経て卒業の認定を行なう。

(2) 学校長は、前項の規定により卒業の認定をした者に対して、卒業証書(様式第5号)及び称号授与書(様式第5号の2)を授与する。

#### 2) 学習の評価に関する規則(卒業)

学校長は、履修すべき学科目及び出席状況の総合判断し、卒業を認定する。

(2) 卒業できなかった者は、その学年に留まることができる。

#### 3) 内容

- ① 学科成績評価 …… 学習の評価に関する規則による
- ② 実習評価 …… 学習の評価に関する規則による
- ③ 卒業試験の総合得点の平均点が65点以上
- ④ 出席日数が出席すべき日数の2/3以上
- ⑤ 学科及び単元の出席時間数が、規定時間数の2/3以上であること
- ⑥ 臨地実習の出席時間は、規定の時間数を厳守する
- ⑦ 欠課時間数及び欠席時日数は、補習を行なう

## 附 則

この規則は平成 4年 4月 1日から施行する。

この規則は平成 9年 4月 1日から施行する。

この規則は一部改定し平成 21年 4月 1日から施行する。

この規則は一部改定し平成 22年 4月 1日から施行する。